

第1節 自然環境の保全と創造のまちづくり

～豊かな自然とともに生きるまち～

自然環境は、生態系の維持に重要な役割を果たすとともに生態系の一部である私たちの生活環境の改善にも大いに貢献しています。

この自然環境は一度損なわれると復元には相当の時間と労力を要し、また復元が困難なものもあります。

本町においても希少な動植物をはじめとする多様な生きものの生息とともに、それを支える水・緑・土にわたる地域の生態系としての自然を保全し、その健やかな復元に努めます。

こうした生態系を育むまちづくりのためには、住民全体の理解と協力がとりわけ大切です。そのため、特に子どものときから住民の多くが身近な自然に親しみ理解を深めることができるように努めます。

また、自然環境の実態把握を進めるとともに、事業や防災などのためにやむを得ず自然環境を改変する際には、その影響が最小限になるように努め、必要に応じて代償措置を講じるなど、生態系に配慮した創意工夫が行われるように努めます。

なお、本節中「1 山林の保全」「2 農地の保全」及び「3 水辺の保全」の項目中の事業者には、山林及び農地の所有者などを含んでいます。



柏原地区のわらぶき家屋に降り積もる雪

*16 5 R …… P69

*17 グリーン購入 …… P68

1. 山林の保全

現状と課題

町の森林面積は、6,976ヘクタールと町域の約78パーセントを占め、防災、水源涵養^{かんよう}(*18)、環境保全などの公益的機能を果たしておりますが、近年においては、林業者の高齢化や後継者不足、また、収益性の低下などから林業への関心も薄く、放置された山林の増加、さらには松喰い虫による松枯れが進行している状況です。

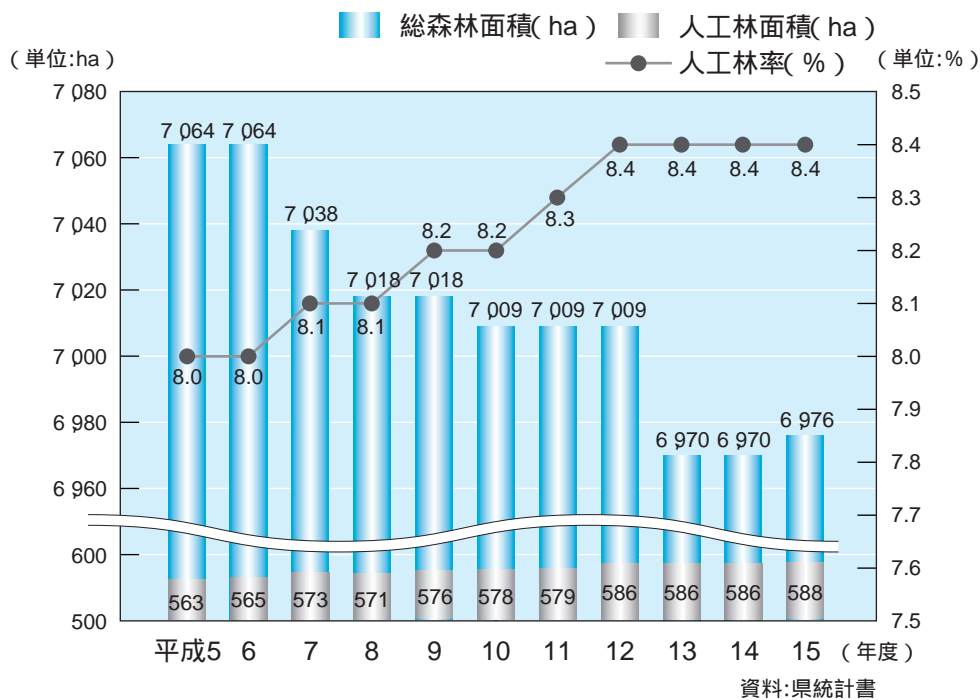
しかし、防災や水源涵養^{かんよう}(*18)そして環境保全の視点から、町や森林組合において造林、育林の推進、松くい虫対策、小学校単位で整備する里山学習林や大野アルプスランドなど自然とのふれあい機能を活かした憩いとやすらぎの場づくり及び観光林業としての対応が行われています。

今後、山林の機能を活かした憩いとやすらぎの場づくりが、山林の保全に重要な役割を担うこととなります。



ボランティアの参加を募り松くい虫に強い松を植栽

森林面積・人工林率の推移



*18 水源涵養^{かんよう}・・・P69

環境施策

- 森林資源の有効活用
- 里山(*13)の整備
- 松くい虫防除事業の実施
- ボランティアの育成
- 緑とのふれあいの促進

環境配慮への行動

住民は

森林ボランティア活動、里山保全活動に参加し、森林保全に協力します。
鎮守の森など身近な緑を大切にします。
兵庫県が実施する融資制度を活用し兵庫県産木材を積極的に活用します。

事業者は

森林の保全・整備活動を積極的に推進します。
住宅建築の際には兵庫県産木材が利用されるよう消費者にPRするとともに、自らの事業においても積極的に利用します。

行政は

実施中、早期に取り組みます

豊かな森林資源を活かした森林浴や自然観察など、森林とのふれあいを通じて、憩いやすらぎ、学習の場として、身近に接することのできる里山(*13)を小学校区単位で整備します。

松くい虫の防除を行うとともに、松くい虫に強い松をボランティアの参加を得て植林し、適正な森林管理となるよう誘導します。

伐採跡地などには造林されるよう誘導します。
森林ボランティアの育成、支援に取り組みます。

不法投棄防止に向けた意識啓発を進めます。

山林の崩壊など危険箇所には、治山、治水対策を推進します。

近郊緑地保全区域(*19)や県立自然公園区域の保全に努めます。

兵庫県産木材の利用促進に向けた啓発を行うとともに、公共事業において積極的に利用します。

内容を検討し、5年以内に実現します

里山保全に対する住民、事業者が進んで参加できる場の確保及びシステムづくりに向け取り組みます。

*13 里山 …… P69

*19 近郊緑地保全区域 …… P68

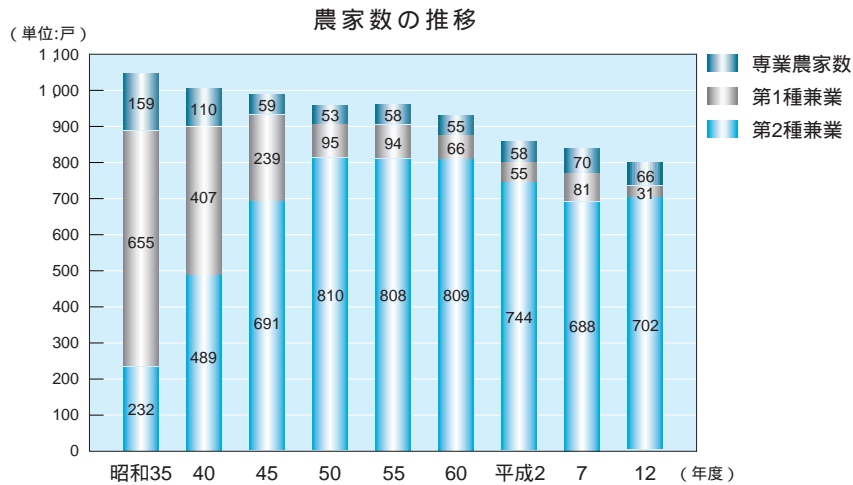
2. 農地の保全

現状と課題

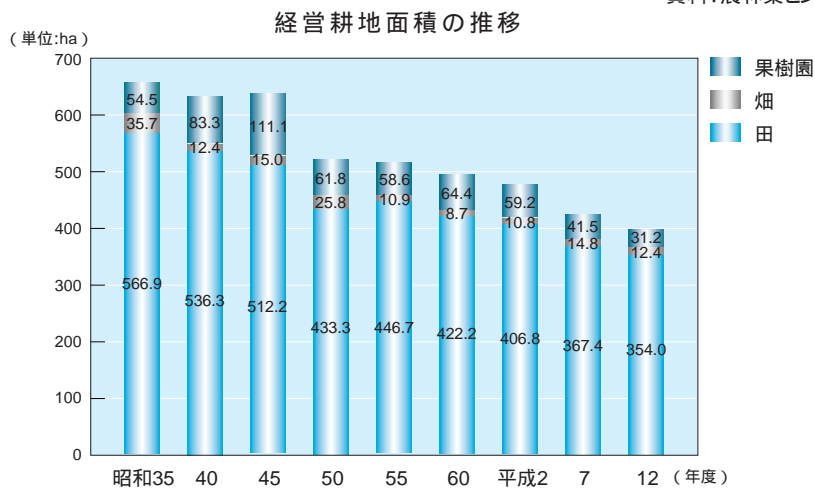
平成12年度(2000年度)の町の農業就業戸数は799戸で耕地面積398ヘクタールのうち水田面積が98.7パーセントを占めています。

このような状況の中、町内農業者は零細で分散型の農地所有者が多く、米の価格の低迷、就業者の高齢化などから農地として活用されない、いわゆる耕作放棄地が増えています。

農地の担う役割は、食物の生産だけでなく、生物生息空間の提供、水源涵養^{かんよう}(*18)、都市住民に対するレクリエーションの提供であったりと、多様で非常に重要であるため、保全に向けた取り組みを都市住民も含めた幅広い参加のもと推進する必要があります。



資料:農林業センサス



資料:農林業センサス



都市住民からの参加を募り
棚田での稲作を体験

*18 水源涵養^{かんよう}・・・P69

環境施策

- 農地保全の推進
- 農地の有効利用の促進
- 農業振興の促進

環境配慮への行動

住民は

貸農園や体験農場を利用します。
環境に配慮された農業などにより生産された農作物への理解を深め、また、地域でとれた農産物を地域で消費する地産地消（*20）に努めます。



地元野菜の販売拠点として整備した道の駅

事業者は

環境に配慮された農業（減農薬や有機肥料（*21）栽培など）により地域で生産された農作物などを積極的に販売します。

遊休農地や休耕地は、雑草を除去し適正に管理します。
遊休農地や休耕地を体験農場とし、都市住民との交流を図ります。

農地の保全に向け農業ボランティアを受け入れます。



総合学習で稲刈り体験をする阿古谷小学校児童

行政は

実施中、早期に取り組みます

集落周辺の景観形成に寄与し、住民に潤いを与える棚田（*22）の保全を支援します。
農地の区画整理、農道や水路などの農業生産基盤整備を推進し、農作業の効率化に向けた環境を整備します。

「道の駅いながわ」内に整備した農産物販売センターを拠点として、町内に点在する田畑を直売所と見たてた「もぎ取り販売システム」の利用を促進します。

事業所、学校給食での地場産農産物の利用を推進します。

内容を検討し、5年以内に実現します

遊休農地や休耕地を体験農場とするよう誘導し、その斡旋を行います。
担い手不足から荒廃する農地が増加しており、農地保全に向けた農業ボランティアを育成します。

*20 地産地消・・・P70

*21 有機肥料・・・P72

*22 棚田・・・P70

3. 水辺の保全

現状と課題

大野山に源を発し、町の中央を流れる猪名川は、天然記念物のオオサンショウウオや多くの魚、ホタルなどが生息する清流で、京阪神都市圏の水源となるだけでなく、憩い、やすらぎの場としての機能を有しております。

猪名川の優れた環境を守りながら、親水空間として人々に潤いを与える場づくりを進めていく必要があります。

環境施策

- 水辺の有効活用
- 親水空間整備の促進
- 生物と共生する水辺空間の整備
- 水辺の生態系の保全の促進
- 水辺でのふれあいの促進

環境配慮への行動

住 民は

河川愛護活動に積極的に参加します。
ホタルなど水辺の生物を保護します。
小学校における観察池をビオトープ(*23)として活用するよう保護者も参画し管理します。

事 業者は

地域と協力して、河川の愛護活動に参加します。
ため池、井堰などのビオトープ(*23)を保全します。



道の駅に併設して整備された親水公園「佐保姫公園」

*23 ビオトープ・・・P71

行政は

実施中、早期に取り組みます

水と親しみ憩える空間づくり、また、清流に生息する生き物の観察の場や川にふれあえる場としての親水空間の整備を進めます。

河川の愛護活動を行う団体に対して、草刈機など清掃用具を貸し出します。

川の学習会や水生生物観察会など、川と触れ合える機会を提供し、観察結果を記録し、公表するとともに、環境学習に利用します。

川と親しむための遊歩道を整備し、その活用を図ります。

内容を検討し、5年以内実現します

ヨシなどの水草の増殖抑制施策と活用方策を検討します。

清流猪名川を取り戻すために町独自の「清流基準」の設定、調査、公表について検討します。

ため池、井堰などのビオトープ(*23)を保全し、その活用により、自然の循環を学ぶ機会となるよう促します。また、各小学校における観察池をビオトープ(*23)として活用するよう誘導します。

ホタルを保護し、棲息環境を保全し、豊かな自然環境を醸成するために「ホタル条例」の制定に向け検討します。



町内に生息する天然記念物
オオサンショウウオ



ゲンジボタルの餌となるカワニナを放流



猪名川支流を飛び交うホタル

*23 ビオトープ・・・P71

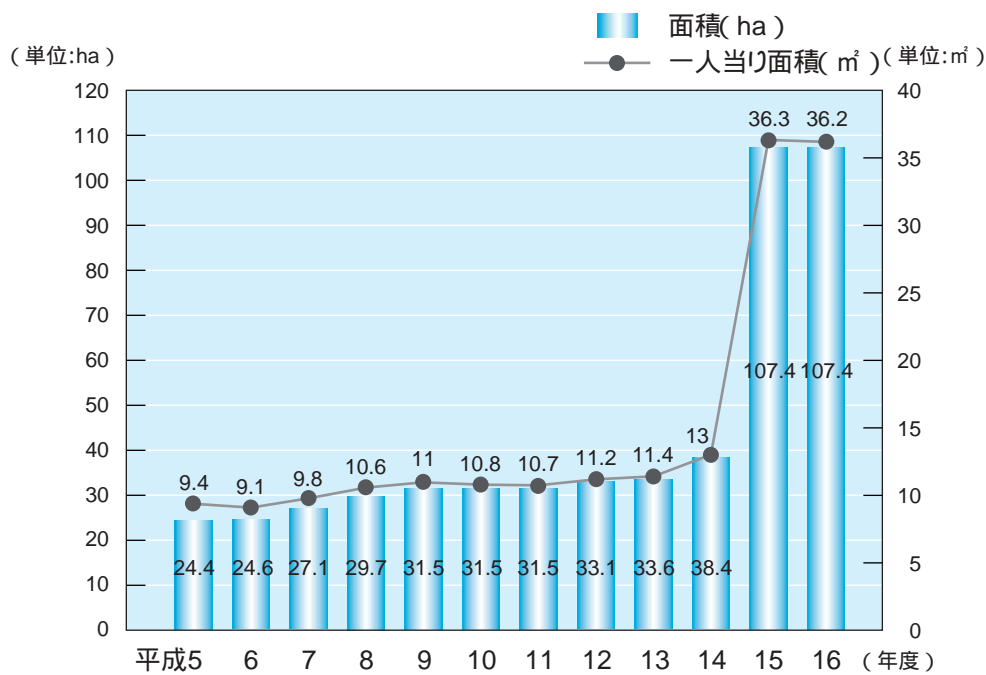
4. 緑化の推進

現状と課題

町に残る豊かな自然環境を後世に伝えていくため、開発行為に対する適正な指導を行うとともに、ニュータウン地域や幹線道路沿い、河川敷などの緑化に努めています。

また、緑とのふれあいの場として重要な施設である公園についても地域特性を考慮し、町公園化推進計画、緑の基本計画に基づき整備、維持管理を行う必要があります。その際には住民参加によるワークショップ(*24)の開催やアドプト制度(*25)の導入を推進し、参画と協働(*12)の中での取り組みが求められています。

都市公園等面積の推移



資料:建設部

*12 参画と協働 …… P69

*24 ワークショップ …… P72

*25 アドプト制度 …… P67

環境施策

- 公共施設などの緑化
- 事業所の緑化
- 土地所有者などによる緑化
- 緑の回復

環境配慮への行動

住民は

地域における緑化活動運動などに参加します。
 庭、ベランダ、屋上などの緑化を進めます。
 公園・緑地の整備、維持管理の際には、積極的にワークショップ(*24)、アドプト制度(*25)に参加します。

事業者は

周辺緑化などを実施し、地域との調和を図ります。

行政は

実施中、早期に取り組みます

住民が身近に緑とふれあうことができるよう、市街地内の公園整備、公共施設などの緑化に努めます。その際にはワークショップ(*24)の開催やアドプト制度(*25)の導入を推進し、住民の参画と協働を促します。

道路整備時には、植樹帯やポケットパーク(*26)を設けるなど快適な空間づくりを進めます。

開発行為に対する適正な指導を行うとともに、ニュータウン地域や幹線道路沿い、河川沿いなどの緑化を推進します。

緑の少年団など住民参加の緑化活動、地域や一般家庭を対象とした「花いっぱい運動」などを推進します。



住民参加でリニューアルオープンした公園に花を植栽

*24 ワークショップ・・・P72

*25 アドプト制度・・・P67

*26 ポケットパーク・・・P71